# 入札公告

**物品調達等及び委託役務**

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の６の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和２年　２月１２日

東広島市長　髙垣 廣徳

## １　入札に付する事項

| | | |
|---|---|---|
| （１） | 物品・委託役務の名称 | 高分子凝集剤（ポリアミジン含有・両性）（令和２年度前期）（単価契約） |
| （２） | 物品・委託役務管理番号 | 18310089 |
| （３） | 物品委託役務内容 | 濃縮汚泥の脱水助剤として使用する「高分子凝集剤（ポリアミジン含有・両性）」の購入。 |
| （４） | 納入・履行期間 | 令和２年　４月　１日から令和２年　９月３０日まで |
| （５） | 納入・履行（就業）場所 | 東広島浄化センター　汚泥棟 |
| （６） | 予定価格 | 非公表 |
| （７） | 最低制限価格 | なし |
| （８） | 入札方式 | 一般競争入札 |
| （９） | 入札区分 | 紙入札 |
| （10） | 使用する契約約款 | 物品売買契約約款（単価） |
| （11） | 契約種別 | 単価契約 |
| （12） | 収入印紙 | 不要 |

## ２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

| | | |
|---|---|---|
| ア | 平成29年1月1日～平成32年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者 | 買入れ・製作 |
| イ | 法令等による登録等 | 問わないものとする。 |
| ウ | 技術者 | 問わないものとする。 |
| エ | 営業所等所在地<br>※本店とは、法人にあっては登記されている本店とし、個人事業者にあっては営業活動の本拠を置いている場所とする。<br>※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。 | 東広島市内に本店を有する者。 |
| オ | 会社の履行実績 | 問わないものとする。 |
| カ | その他 | 令和元年８月２６日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の２（１）のいずれにも該当しないこと。 |

## ３　その他の入札条件

(1) 入札書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第4号）によらず、本公告において定める様式「単価契約入札書（令和2年2月12日公告・高分子凝集剤（ポリアミジン含有・両性）（令和2年度前期）（単価契約））」とする。
(2) 消費税に係る課税事業者にあっては、「単価」の欄の記載金額は、消費税及び地方消費税の額を含まない1円以上の整数の額とする。なお、契約単価も同様とする。
(3) 消費税に係る免税事業者にあっては、「単価」の欄の記載金額は、契約希望単価の110分の100に相当する1円以上の整数の額とする。ただし、契約単価は、入札書記載の単価に当該額の100分の10に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。
(4) 「単価×発注予定数量」の欄には、単価と発注予定数量を乗じて計算した額を記載すること。
(5) 「入札金額（合計）」の欄には、「単価×発注予定数量」に記載した金額の合計を記載すること。
(6) 上記(1)～（5）によらない入札書は、その入札を無効とする。

## 4　日程等

| 手続き等 | | 期間・期日等 | 場所・留意事項 |
|---|---|---|---|
| ア | 公告日 | 令和２年　２月１２日 | 東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。<br>閲覧場所は「６問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。 |
| イ | 仕様書及び見本等閲覧期間 | 令和２年　２月１２日～<br>令和２年　３月　６日 | 東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。<br>見本等の有無：　無 |
| ウ | 同等品確認期間<br>(物品の買入れ及び借入れに限る) | | 同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号。以下「入札心得」という。）別記様式第２号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。<br>なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ　質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。 |
| エ | 同等品確認回答閲覧期間 | | 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。 |
| オ | 質問書提出期間 | 令和２年　２月１２日～<br>令和２年　２月１９日<br>(午前 8時30分～午後 5時15分) | 質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成２１年東広島市告示第８３号）別記様式第１号（第４条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。<br>下水道部　下水道施設課<br>東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館７階）<br>電話番号　082-420-0403　　／ファックス番号　082-420-0404<br>質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。<br>質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。 |
| カ | 回答書閲覧期間 | 令和２年　２月２５日～<br>令和２年　３月　６日 | 東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。 |
| キ | 入札期間 | 令和２年　３月　４日～<br>令和２年　３月　５日<br>(午前 8時30分～午後 5時15分) | 入札場所<br>東広島市総務部契約課（契約担当課）<br>東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）<br>入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。<br>初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。）<br>特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。 |
| ク | 開札日時 | 令和２年　３月　６日<br>午前　９時２０分 | 開札場所<br>入札室（東広島市西条栄町８番２９号　本庁本館４階）<br>開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（１回目）を実施するものとする。再度の入札（１回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。<br>再度の入札（１回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。<br>再度の入札（１回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（２回目）を行う。<br>再度の入札は、２回目まで行う。 |

## 5　資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

（１）提出書類

| 書類の区分 | | 提出書類（◯印） | 備考 |
|---|---|---|---|
| ア | 入札参加資格要件確認申請書 | | 様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。 |
| イ | 入札参加資格要件総括表 | | |
| ウ | 誓約書 | | |
| エ | 配置予定技術者届出書 | | |
| オ | 履行実績確認表 | | |
| カ | 履行実績証明書（物品・委託役務） | | |
| キ | 法令等による登録等を確認するための資料 | | |
| ク | その他 | | |

（２）提出部数は、１部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。
（３）提出期限
（４）提出先　　「６　問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。
（５）その他
入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。
資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。
資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

## 6　問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課　物品役務係
東広島市西条栄町８番２９号（本庁本館４階）
電話番号　　０８２－４２０－０９３０
ファックス番号　０８２－４３１－００７７

# 高分子凝集剤（ポリアミジン含有・両性）（令和２年度前期）（単価契約）仕様書

１　品　名　高分子凝集剤（ポリアミジン含有・両性）（令和２年度前期）（単価契約）

２　用　途　濃縮汚泥の脱水助剤

３　数量、規格及び効能等

（１）同等品の可否の欄に「○」とあり、（３）で例示した基準品以外で参加する場合は、必ず同等品規格確認票により事前確認を受けること。「×」の場合は、同等品での参加は認めない。

（２）同等品の可否の欄に「―」とある場合は、規格を満たすものであればメーカー・品番を問わない。（規格を満たしているかどうかの事前確認及び同等品規格確認は受け付けない。）

| 内訳 | 品名 | 規格及び効能 | 発注予定数量 | 単位 | 同等品の可否 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 高分子凝集剤 | ア 形状：白色～淡黄色粉末<br>イ イオン性：カチオン系＋両性<br>ウ ポリアミジン含有量（率）：20～30 %<br>（実績から、汚泥性状の変化等により調整させる必要あり）<br>エ 溶解濃度：0.2%（60 分以内で水に完溶）<br>オ 混合物　：含有せず<br>カ 脱水汚泥含水率：平均 80.0%以下<br>キ SS 回収率：95%以上<br>ク 薬品添加率：1.1～2.5%<br>ケ 汚泥脱水方式：圧入式スクリュープレス | 37,900 | kg | × |

注１　規格及び効能 ク については、より低濃度で使用できるような適合品の選定・調質を行うものとする。

（３）基準品　※基準品の内容が上記規格の付属品を満たしていない場合は付属させること。

| 内訳 | メーカー・品番等 | | | |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 石垣メンテナンス<br>イシフロック | クボタ環境サービス<br>クボックス | 日鉄鉱業<br>テツフロック | ハイモ株式会社<br>ハイモロック |

４　高分子凝集剤の選定及び試験分析等

別紙　高分子凝集剤（ポリアミジン含有・両性）（単価契約）特記事項　のとおり。

５　発注予定数量

予定数量であり、この数量の発注を保証するものではない。ただし、発注予定数量を上限とし、下限はその２割以内とする。この下限を下回るときは、発注者と受注者が契約金額（単価を含む。）について協議を行い、必要があると認めるときは契約金額の変更を行うものとする。

６　契約単価等

（１）消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

入札書記載の単価とする。

（２）消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

入札書記載の単価に当該額の１００分の１０に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

７　納入期間

令和２年４月１日から令和２年９月 30 日まで

８　納入場所

東広島浄化センター　汚泥棟（東広島市西条町田口 10100 番地 1）

９　納入期限

発注日から 4 日以内とする。（午前 8 時 30 分から午前 10 時の間に納入すること。）

ただし、東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第 6 号）第 1 条第 1 項に規定する休日を除く。

１０　納入方法等

15 kg 入紙袋での納入とする。（１回あたりの発注で 900 kg 程度の納入を予定）

１１　提出書類

契約締結後：メーカーからの出荷確約書

納入時：納品書、計量伝票、品質検査書（試験成績表等）（メーカーによる試験成績でも可）

１２　支払方法

月ごとの支払いとする。受注者は検査合格後、納入日が属する月の翌月に当該履行部分にあたる代金を次のとおり請求することができる。

（１）消費税及び地方消費税に係る課税事業者の場合

契約単価に当該履行数量（kg）を乗じて計算した額に、当該額の１００分の１０に相当する額（その額に円単位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）を加算して計算した額とする。

（２）消費税及び地方消費税に係る免税事業者の場合

契約単価に当該履行数量（kg）を乗じて計算した額（その額に円単位未満の端数があるときは、その額を切り捨てた額）とする。

なお、請求書には、納入毎の納入月日、数量、単価、月間の合計金額、消費税額等、請求額の根拠となる内訳を記載すること。請求金額は、納入毎に小数点以下の端数を切り捨て、その合計金額をもって請求すること。

１３　問い合わせ（汚泥採取の申し込み先）（発注担当課）

東広島市 下水道部 下水道施設課 施設係

ＴＥＬ ０８２－４２０－０４０３（直通）

ＦＡＸ ０８２－４２０－０４０４

# 高分子凝集剤（ポリアミジン含有・両性）（単価契約）特記事項

ア　汚泥採取条件等

（１）東広島浄化センターの汚泥採取にあたって、脱水作業の関係上、汚泥採取は午前中とする。

（２）脱臭剤として１１％ポリ硫酸第二鉄の原液を、流入水に0.８㎥／日程度投入している。また、高分子凝集剤の溶解には水道水又は処理水（通常は水道水）を利用するので、このことも十分考慮して高分子凝集剤を選定すること。（関連データ⇒流入水量：約４１，０００㎥／日・・・内訳：産業系約１６,５００㎥／日、生活系約２４,５００㎥／日、初沈汚泥投入量／日：余剰汚泥投入量／日＝１：４、重力濃縮汚泥性状：含水率約９７～９９％、有機分約８５％、供給汚泥量：約３００～４００㎥／日。令和元年 11 月現在の概ねの数字であり、今後変動の可能性がある。）

（３）重力濃縮汚泥濃度の濃度変化に対応し、均等・均一な凝集フロックを作るため、凝集混和槽（フロキュレータ）の回転を高速回転（５０～６０Hz）で行うことができるフロック強度を有すること。

イ　高分子凝集剤の選定

（１）高分子凝集剤は、基準品に例示した商品のいずれかとする。

（２）入札参加者が東広島浄化センターの汚泥に適合する高分子凝集剤を選定するなどの理由で必要とする場合には、ビーカーテスト用の汚泥の採取を認める。これについて、発注者が結果等の報告は求めない。なお、選定にかかる全経費は入札参加者の負担とする。汚泥採取は発注者と協議し、発注者が認めた日時に行うこと。

ウ　契約締結後の高分子凝集剤の定期試験

汚泥性状は、温度、湿度、水処理等の要因によって変動する。そのため、仕様書第３項の規格及び効能に示す脱水効果を達成できる高分子凝集剤を納入できるように、３か月に１回程度、汚泥と適合品目のマッチングテストを行い、東広島浄化センターの汚泥脱水作業に最適な商品を把握しておくこと。ただし、継続して汚泥脱水作業が良好な場合、発注者と受注者が協議の上で回数を減じてもよいものとする。

エ　高分子凝集剤の性質により、仕様書の規格を満足しない場合、汚泥脱水作業に支障が生じた場合について

（１）発注者は、高分子凝集剤の性質に起因して、汚泥脱水作業の結果が仕様書に示す規格を満足しない場合、汚泥脱水作業に支障が生じた場合、受注者に対し、直ちに仕様書の内容を満足するための措置を指示できるものとする。

（２）このような状況が発生した場合、受注者は発注者と速やかに協議を行い、汚泥性状分析や高分子凝集剤の物性試験や実機テスト等を行い、適切な高分子凝集剤を再選定するなど早急に対処すること。

オ　高分子凝集剤の試験経費等

東広島浄化センターの汚泥に適合する高分子凝集剤の選定と、そのための試験、納品、荷積み、荷降ろし等にかかる全ての費用は受注者の負担とする。

カ　試験結果の報告

定期試験、緊急試験の結果は、その都度、速やかに提出すること。

キ　安全・賠償等

汚泥、処理水の採取等の際には、事故等が発生しないように十分な安全対策を講じること。また、本契約履行上、受注者の責めに帰すべき事由により発生した損害（事故及び設備等の破損並びに第三者に与えた損害等）に伴う、費用等の一切は、受注者が負うものとする。

ク　その他

その他の事項については仕様書を参照すること。